

# いざ大島選挙に向けて



平成9年  
7月22日  
第83号

発行所  
広島県歯科医師  
連盟  
広島市中区富士見町11-9  
TEL (082) 241-5525  
編集兼発行人 町里義治

だいにすれば永久歯、  
だいにしないも永休止。

Keep 25 teeth  
until you're 55

55歳まで25本の自分の歯をもちまう。

## 本山新体制による 初の理事会開催さる

七月五日(土)午後五時三十分より県歯会館四階「会議室」に於て、標記理事會が開催され、谷本副会長の座長のもと佐藤副会長の開会の辞で開始された。

まず本山会長より「新しい執行部になり連盟の機構を少し変えさせて戴きたい。先生方のお力添えを戴きたい。先生方のお力添えを戴きたい。先生方のお力添えを戴きたい」と挨拶があった。

続いて三戸理事長より役員紹介があった。

次に報告に入り本山会長より中央情勢報告があつた。



挨拶する本山連盟会長

- ① 日歯連盟第七二回臨時評議員会(六月二十日)  
議長に茨城の石井研二評議員、副議長に大阪の長尾和評議員が決まった。この中で大阪の長尾氏より大島参議院に注文がでた。大阪では健保の二割負担について大々的な会合を開いて反対をした。その後の取り扱いについて、日歯役員会の中で二割負担を認めるようになった事について少し突き上げがあった。大島参議院からお話があり了解を得た。
- ② 都道府県歯科医師連盟会長会議(七月四日)  
この中では大島選挙の会合計画等の話があった。
- ③ その他として、日歯連盟役員会の紹介があった。続いて三戸理事長より会務報告があった。

- ① 大島よしひさ後援会活動の再開について
- ② 参院選挙対策推進本部の設置について

その他として、藤田県知事の再出馬については、前年度の連盟において出馬する場合は推薦するということが決定していると報告があった。

続いて協議に入り

① 次期参院選への取り組みについて

② 大島よしひさ後援会活動の再開について

③ 参院選挙対策推進本部の設置について

- ③ 自民党員の獲得について
- ④ 後援会会員の獲得について
- ⑤ 会合計画の実施について
- ⑥ その他

最後に大元副理事長の閉会の辞で終了した。

「少子高齢化社会」を迎え、わが国における教育問題の重要さは改めて指摘されるべきである。

基礎に、私どもは政府与党の協議や厚生委員会の審議に対処することができた。特に与党改革協議会でまとめた基本方針に出来高払い制と包括払い制の最善の組合せを目指す、歯科と医科の差異に配慮すること、次の大きな政治課題となる医療保険制度の抜本改革に向けた対応を築くことができた。



日本歯科医師連盟会長 中原 爽

日本歯科医師連盟会長の就任に当たり、ひとことご挨拶を申し上げます。

各都道府県歯科医師連盟会長はじめ役員の方諸先生、ご協力の皆様には、日頃から力強いご支援、ご協力を賜り心よりお礼申し上げます。

このたび、三期目の会務執行体制をスタートいたしました。ひとえに各都道府県歯科医師連盟会員の皆

様のご理解があつてのものであり、この機会に改めて深く感謝する次第であります。

私は、歯科界の発展と業権の擁護のうえから、二期六年間にわたる会長職の経験を生かすため、歯科医療問題の解決に引き続き全力を挙げ、この実現にまい進していくことを重ねて表明するものであります。

当面する政治課題の中で、まず医療保険制度の改革が挙げられます。ご承知の通り国会での重要法案であり、患者の一部負担を引き上げる等と内容とする

る光栄と感激した次第であります。

日歯連盟は、中原爽会長が三期目の新執行体制をスタートさせました。私は、中原会長が公約されました「二十一世紀に生き残る歯科界」のため、新執行部と連携し、一心同体となって歯科保健・医療諸問題の改善、整備と歯科医療機関の経営基盤の安定に全力を挙げて取り組む決意であります。

第十八回参議院選挙まで余すところ一年を残すのみとなり各都道府県連盟会員の皆様には私の後援活動、会合計画等にご理解ご尽力をいただき感謝にたえません。何卒、前回同様暖かいご支援のほど重ねてお願い申し上げます。

先の通常国会における健康保険法改正案の成立経緯は、すでに詳細を日歯広報、また日歯からの通知でお知らせの通り、三師会共同のもと、歯科界はスタート時点から二割負担に反対を表明し、各地区で行った決起大会、反対署名運動を維持と財源の負担の問題は、医療保険も財政上の一時しのぎ的な措置であった、引き続き今回同様の医療制度改革がすでに指摘されているところであり、こうした問題は「少子高齢化」が予想以上のペースで進んだため、わが国の経済をはじめとしたあらゆる構造改革の実現が急務の課題となっております。それだけに各業界の指導者の誤りなきカジ取りが求められております。

こうした流動的な中において、二十一世紀まであと三年となりましたが、着実な歯科界の発展を果したためには、何と言っても組織力と団結力の維持強化が不可欠であることは申すまでもありません。

そして歯科医療問題と政



ご挨拶 参議院議員 大島 慶久

各都道府県歯科医師連盟会長はじめ会員の諸先生には日頃から力強いご支援、ご協力を賜り心よりお礼申し上げます。

さて、先の日歯連盟第四十回常国会閉幕後の参議院役員改選におきまして、私は「文教常任委員長」に就任いたしました。文部行政を所管する重要な常任委員会であり、来たる九月に召集される臨時国会より大任を果たすべく目下、準備と研鑽を積んでおるところであります。

私は、去る平成二年、愛知県民の推挙により参議院愛知選挙区補欠選挙で初当選させていただきました。平成四年は歯科界を代表する比例代表議員として再選を果たし、引き続き、十年七月、任期満了による改選を迎えます。

先日の通常国会における健康保険法改正案の成立経緯は、すでに詳細を日歯広報、また日歯からの通知でお知らせの通り、三師会共同のもと、歯科界はスタート時点から二割負担に反対を表明し、各地区で行った決起大会、反対署名運動を維持と財源の負担の問題は、医療保険も財政上の一時しのぎ的な措置であった、引き続き今回同様の医療制度改革がすでに指摘されているところであり、こうした問題は「少子高齢化」が予想以上のペースで進んだため、わが国の経済をはじめとしたあらゆる構造改革の実現が急務の課題となっております。それだけに各業界の指導者の誤りなきカジ取りが求められております。

私は、歯科界の代表の一人として中原会長のご指導を仰ぎながら、今後の政治課題として待ち受ける医療保険制度の抜本改革に、とりわけ予防的保険給付の導入や、かかりつけ歯科医の機能充実など歯科の特性の実現にまい進する決意であります。引き続き歯科界の尖兵として、国政に対し活躍の場を与えくださるよう変わらぬご厚情を伏してお願い申し上げます。

このたびの文教委員長就任、また後援会活動のスタートにあたりお願いのご挨拶といたします。

# 連盟会務報告

(平成九年四月一日～七月五日)

4・13	熊野町長選挙投票	27	19	河井克行衆議来会	時評議員会
日	自民党広島政経文 化パーティー	21	28	長一周忌法要	ゆめづくり「夢創 造フォーラム」
5・14	岸田文雄衆議来会 故砂原克行県議葬 儀	6・11	28	第一回常任理事会 故砂原克行県議広 島県議会議員葬	7・4 都道府県歯科医師 連盟会長会議
		20		第72回日歯連盟臨 議	5 第一回理事会

## 大島選挙スタート

### 確実な30人を目指して

来年七月に予定されている第十八回参議院比例代表選挙は日歯推薦単一候補として大島選挙が決定している。当選するためには自民党の名簿登録順位で上位にランクされる必要がある。自民党は名簿作成基準として、①党員・党友の確保 ②後援会々員の確保と精度 ③会合計画の実施を三本柱としてあげている。中でも前回は百二十名の獲得を目標としていた後援会会員を四分の一の三十名として、確実で精度の高い署名簿集めにあった。この精度で名簿登録順位決定の五割の配点となっているので人数的に楽になった反面、慎重な態度が必要とされることになった。

## 党員の獲得について

1. 自民党選挙対策本部が比例代表候補に示した党員獲得に係る名簿登録順位基準の内容
  - (1) 名簿登録資格基準 (公認する条件)
 

現在の継続党員とは別に本年10月までに新規党員を2万人獲得 (党友は党員の2倍)
  - (2) 名簿登録順位決定基準
 

平成8年度から10年まで3年間の継続党員 (党友) の合計を評価
2. 日歯連盟選対本部の対応
  - (1) 党員獲得目標
 

一会員当たり ※一般党員 2人 ※家族党員 4人
  - (2) 入党の対象
 

一般党員 会員及び配偶者 (既入会者を除く)  
家族党員 会員の家族、親類縁者の家族 (姓が違う場合は一般会員扱い)
  - (3) 獲得期間
 

平成9年7月中旬より9月末まで (10月公認発表)

## 後援会活動について

1. 自民党選対の示した後援会活動に係る名簿登録順位基準
  - (1) 1人比例候補者が当選するためには「自民党名投票」で100万票の獲得が必須条件。従って、精度を高く評価。
  - (2) 「後援会入会者の意思」「自民党への投票の意思の有無」に関し、公正な調査を行う。
  - (3) 後援会会員の精度を、名簿登録順位決定に当たり5割の配点とする。
2. 大島よしひさ中央後援会の活動方針
  - (1) 入会者獲得目標
 

精度100%の後援会署名簿集め  
→会員だけで確実に100万人の獲得を目指す。〔1人当たり30名 (前回120名)〕
  - (2) 目標達成の期間
 

7月中旬より9月末日まで (約70日間)  
ただし、入会意思・投票意思の精度が低く、目標に達しない県は引き続き活動を続行
  - (3) 入会意思の確認調査
    - ・「入会意思の確認」「自民党への投票確認」2点について 各都道府県及び中央後援会双方において調査
    - ・自民党選対本部が明年4月に実施する「精度調査」
  - (4) 友好支援団体への対応
 

日本歯科衛生士連盟、日本歯科技工士連盟、歯科商工7団体、東京生命など中央後援会より支援要請

## 会合計画の実施について

会合計画の実施状況は名簿順位に評価する。

- (1) 有権者の動員目標
 

各都道府県において総動員30万人以上の動員を目指す
- (2) 会合計画の期間
 

第1期 平成9年7月から平成10年6月まで  
第2期 選挙期間中
- (3) 会合の開催数
 

各都道府県の都市部、郡部の有権者数に対応させて複数の箇所で開催を行う。  
第1期は各都道府県において5回以上の開催  
第2期は自民党選対本部の指示に従う
- (4) 自民党選対の名簿登録順位の評価法〔参考〕
  - ① 大島よしひさ候補本人の出席数及び本人出席時の延動員数
  - ② 非改選議員 (中原爽議員) の出席数及び同議員出席時の延動員数
  - ③ 前項①②における選挙区候補の出席開催数
  - ④ 候補者本人、非改選議員および選挙区候補以外の代理出席者開催数および延動員数
  - ⑤ 各都道府県歯連盟の活動状況を自民党県連が評価し、党本部選対に報告する

## 健康保険法の一部改正法案成立す

### 一部改正法案成立す

日歯連盟は昨年来、医療保険給付と負担の見直しに断乎反対の立場を取ってきたが、衆参本会議で残念ながら成立した。健康保険法の一部改正については、衆議院と参議院の本会議で可決された。日本歯科医師会及び日本歯科医師連盟においては、すでに政府管掌健康保険等の医療保険財政の健全化に對して、「医療保険制度改革動向に対する見解概要」の標題の平成九年一月二十三日付意見文書を発表をいたしてきた。

その意見概要は、医療保険給付と負担の見直しについて、①被用者保険本人の二割負担に反対すること、②老人外来医療費の一部負担の定額制を堅持すること、であった。

①については、自然治癒のない歯科疾患は、負担率増加の理由により、早期発見・早期治療を要する歯科医療における患者負担が増加することを懸念する。

②については、自然治癒のない歯科疾患は、負担率増加の理由により、早期発見・早期治療を要する歯科医療における患者負担が増加することを懸念する。

## 診療報酬明細書等の被保険者への開示について

- 一、被保険者から被保険者 (老人医療受給対象者) についてはその者が居住する市町村の長。以下同じ) に対し診療報酬明細書、調剤報酬明細書、施設療養費明細書及び老人訪問看護療養費・訪問看護療養費明細書 (以下「診療報酬明細書等」という) の開示 (診療報酬明細書等の写しの交付を含む。以下同じ) の求めがあった場合にあっては、以下のとおり確認した上、当該診療報酬明細書等を開示すること。
- ① 診療報酬明細書等の開示を求めると当該診療報酬明細書等に記載されている者が同一であることを確認すること。
- ② 調剤報酬明細書に係る②の確認については、当該調剤報酬明細書に記載された保険医療機関等に対し行われるものであること。

## 健康保険法等の一部を改正する法律について

- おりであります。以上、第一四〇回国会会期末での参議院本会議への対応について、取り急いでのお知らせをいたしますので、関係各位への周知方をよろしくお願い申し上げます。
- 一、改正の概要
- (1) 健康保険法の一部改正
    - ① 被保険者本人の一部負担の割合を法律の本則に定める二割 (現行一割) とすること。
    - ② 外来の薬剤に対する一部負担を設けること。
    - 内服薬 投薬ごとに一日分につき
      - 一 種類 〇円
      - 二 三種類 三〇円
      - 四 五種類 六〇円
      - 六種類以上 一〇〇円
    - 外用薬 投薬ごとに
      - 一 種類 五〇円
      - 二 種類 一〇〇円
      - 三種類以上 一五〇円
    - 頓服薬・投薬ごとに
      - 一 種類 〇円
      - 二 種類 三〇円
      - 三種類以上 六〇円
  - (2) 老人保健法の一部改正
    - ① 外来 一回につき 五〇〇円
    - ② 外来の薬剤に対する一部負担を設けること。
- ※健康保険法の一部改正と同じ内容。ただし、低所得者 (市町村民税非課税世帯等に属する高齢福祉年金受給者) の薬剤負担は免除。
- 一 種類につき一〇円 ※六歳未満の者の薬剤負担は免除。
- (2) 政府管掌健康保険の保険料率の引上げ 八・二%→八・五% (労使で折半)
- 二、老人保健法の一部改正
  - 一部負担の改定
    - ① 外来 一回につき 五〇〇円

ただし、同一保険医療機関等ごとに一月四回を限度。

(現行 同一保険医療機関等ごとに一月一、〇二〇円)

② 外来一部負担の額は、一日当たり医療費の伸びに応じて平成十一年度以降スライド (二年に一回)。

お、②の確認をとった上、当該調剤報酬明細書を開示する場合においては、当該調剤報酬明細書を発行した保険薬局に対しその旨通知を行うこと。

二、被保険者が未成年者若しくは禁治産者である場合の法定代理人又は被保険者の委任を受けた弁護士から被保険者本人に代わって当該被保険者に係る診療報酬明細書等の開示の求めがあった場合についても、以上の取扱いに準ずること。

三、遺族からの開示の求めがあった場合についても、各保険者の判断において、社会通念に照らし適当と認められるときは開示して差し支えないこと。